

第1回市議会定例会

市議会だより

遠藤新議長を選出

平成20年度予算ほか43件と意見書14件を可決

平成20年度の市政を方向づける第1回市議会定例会が、去る3月3日から21日までの19日間を会期として開かれました。

今議会では、嶋津隆之前議長の退任に伴い、遠藤輝宣新議長を選出したほか、新年度に臨む市政方針と教育行政方針が長谷川市長、鈴木教育長からそれぞれ表明されるとともに、平成20年度予算、根室市役所支所設置条例の一部を改正する条例、根室市職員等の給与の特例に関する条例、根室市ふるさと応援寄附条例、根室市後期高齢者医療に関する条例など、議案43件が市長より提出がありました。

また、根室市議会議員の報酬の特例に関する条例が、議員から提案されました。

各常任委員会、予算審査特別委員会、本会議において審議された結果、いずれも原案のとおり可決しました。

議員提案の意見書14件につ

いても可決され、可決後には関係機関へ意見書を送付しました。

【代表質問】

代表質問は、3月11日、本会議において、各会派の代表が登壇し、政策について議論が展開されました。

代表質問の発言者は、次のとおりです。

- ・創志クラブ 滑川義幸議員
- ・日本共産党 鈴木一彦議員
- ・新 風 佐藤敏三議員
- ・市政クラブ 波多雄志議員

【一般質問】

一般質問は、3月12日の本会議において、7名の議員から市政全般について質問の通告があり、それぞれ議論が展開されました。

一般質問の発言者は、次のとおりです。

- ・壺田 重夫議員
- ・久保田 陽議員
- ・高本みさ子議員
- ・小林 直議員
- ・小沼 ゆみ議員

- ・田塚不二男議員
- ・永洞 均議員

【可決された意見書】

- ① 根室市の道立高校2校体制を維持する意見書
- ② 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書
- ③ 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書
- ④ 暴走する投機マネーの規制を求める意見書
- ⑤ 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書
- ⑥ 地方の再生対策に関する意見書
- ⑦ 労働者派遣法の抜本改正を求める要望意見書
- ⑧ 石油製品の高騰から暮らしと営業をまもる要望意見書
- ⑨ 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書
- ⑩ 地球温暖化対策強化に関する要望意見書
- ⑪ 品目横断対策の抜本的見直し、農政の転換を求める意見書
- ⑫ 学習指導要領の改定に関する要望意見書
- ⑬ 公立病院の広域化・連携構想の抜本的見直しを求める意見書
- ⑭ 最低保障年金制度の実現に関する要望意見書

根室市の融資制度

＝根室市では、下記の融資を行っていますので、ご利用ください！＝

種類	融 資 対 象	貸付限度額	利 率 (年)	貸付期間等	取扱金融機関
中小企業 振興基金 融 資	・中小企業基本法による中小企業者 ・中小企業協同組合法による事業協同組合および企業組合 上記のいずれかに該当し、1年以上市内に住居を有し、事業を営み、市税を完納している方	運転資金 1,000万円以内 施設資金 1,300万円以内	・運転資金 長プラと同率の変動金利 ・施設資金 長プラ+0.30%の変動金利	・運転資金 5年以内 ・設備資金 7年以内	大地みらい信用金庫 北洋銀行 札幌銀行 北海道銀行
商業近代化 促進基金 融 資	商店街が実施する商業近代化事業として承認された事業区域内で商業または、サービス業に属する事業を営む方で ・常用従業員が50人以下の会社または個人 ・商店街振興組合法による商店街振興組合およびこれに準ずる団体 上記のいずれかに該当し、市税を完納している方	整備資金 ・個人または会社 50～2,000万円以内 ・商店街振興組合等 1億円以内	長プラと同率の変動金利	10年以内 (1年据置き可)	大地みらい信用金庫 北洋銀行・札幌銀行 北海道銀行
勤 労 者 福 祉 基 金 融 資	市内に住居し、同一職場に2年以上勤める勤労者で、市税を完納している方	・住宅資金 500万円 (利率：長プラ+0.30%の変動金利) ・修学資金 200万円 (利率：長プラ+0.30%の変動金利) ・災害資金 300万円 (利率：長プラ-0.30%の変動金利) ・その他の資金 200万円 (利率：長プラ+0.30%の変動金利)		・住宅資金 15年以内 ・修学、災害、その他の資金 10年以内	大地みらい信用金庫
季節労働者 生活資金	市内に住居する雇用保険特例一時金受給者で、2年間で12カ月以上勤務している方	生活資金 20万円	長プラ-0.10% の変動金利	・貸付期間 1～4月 ・償還期間 5～12月 ・保証人 1名	大地みらい信用金庫

※ 利率は長期プライムレートに一定の割合を加えた(減じた)変動制となります。
※ お問い合わせは、市役所商工観光課商工労政担当 ☎(23)6111 番内線2271、または各取扱金融機関まで。